

## 第5回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 意見の要旨

※以下の意見の要旨は、書面審議に先立って、事務局から各委員に Web 会議による個別の意見聴取（7月20日から28日までの間に各委員1回ずつ）を実施した結果を、各委員の了解を得て論点ごとに整理したものです。なお、中間整理素案に反映した意見については、以下の要旨に掲載していないものがあります。

### 1-1 法の形式及び法の所管

#### [生貝委員]

- GDPR 十分性認定との関係で求められているのは、あくまで法執行（監視・監督）の一元化であって、制度の企画・立案をどこでやるかは別途の議論ではないか。

### 1-2 医療分野・学術分野における規制の統一

#### [生貝委員]

- （3）改正の方向性の3. について、規律移行法人の判断基準を示すことは重要であり、賛成。「民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等」には、大学同様の位置づけとして、高等専門学校（（独）国立高等専門学校機構）も含まれるのではないか。また、医療・学術分野に加えて、教育分野というカテゴリーを考えてみてはどうか。地方公共団体を含めて検討が必要。

#### [石井委員]

- 医療・学術分野以外に、教育分野についても視野に入れて、高等専門学校や地方公共団体の教育機関をどう扱うか、考えてみても良いと思う。
- （3）改正の方向性の6. について、どういう法人のどういう業務が「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」に当たるのか、主務省庁等と具体的に議論を進めるべきではないか。

#### [大谷委員]

- （3）改正の方向性の4. について、現行の進んだ取組が後退することのないようにしてほしい。
- （3）改正の方向性の6. について、規律移行法人の中で行政機関と同様の規律を適用すべき業務が存在する場合への対応について賛成。今後、主務省

庁等との調整で詳しく洗い出してほしい。

#### [根本委員]

- (2) 解決の選択肢の2. について、検討会で申し上げているとおり、データを保有する主体によってルールを変えるべきではなく、全ての分野において官民の規律の内容を同一にすることが望ましい。
- 個人情報保護法と行政機関個人情報保護法における目的規定の主旨はほぼ同じであり、求められる規律の内容が異なるとは必ずしも言えない。また、必ずしも公的部門においてより厳格な規律が求められるわけではない。
- (3) 改正の方向性の5. について、規律移行法人の対象は定期的に見直すべきではないか。

#### [増田委員]

- (3) 改正の方向性の3. について、規律移行法人に該当するかどうかの分類基準は重要。当該法人の業務が民間と同じように見えるか、あるいは行政機関と同じように見えるか、という国民からの目線に立って検討してほしい。

### 1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

#### [生貝委員]

- (3) 具体的検討の4. について、不適正取得・利用禁止のような広く薄い規律は、GDPRにおける実質的な比較衡量と共通する部分があり、適用してしかるべき。このように幅のある規定が適用されるからこそ、現行個人情報法43条1項のように「学問の自由を妨げてはならない」という規定が今後より重要になる。

#### [石井委員]

- (3) 具体的検討の1. について、学術研究機関等に対して提供することができる個人データは、必要最小限の範囲に限るとともに、可能な限り個人識別性を低減させることを求めるべきではないか。

#### [大谷委員]

- (3) 具体的検討の2. について、「研究成果の発表又は教授のために個人データの提供が必要である場合」の要件を加えることには賛成だが、広く解釈されないようにすることが必要。
- (3) 具体的検討の5. について、自主規範に則っていない個人情報の取扱いへの個人情報委員による監督は簡単ではないと思うので、今後更に議論すること

としてはどうか。

#### [佐藤委員]

- (3) 具体的検討の2. ついて、個人データの第三者提供の例外として「研究成果の発表又は教授のために個人データの提供が必要である場合」を挙げているが、公表によって対象者の権利利益が侵害されることもあり得るとすれば、学術研究機関等による拡大解釈を許さないよう注意が必要ではないか。

#### [長田委員]

- (3) 具体的検討の2. について、学術研究機関等に対して提供することができる個人データは、仮名加工情報に限定することを考えるべきではないか。
- (3) 具体的検討の7. 注36について、「(全部又は)一部が学術研究の用に供する目的」まで学術研究目的とすると、形式的に学術研究目的を設定することで規律の潜脱が可能になるおそれがあるのではないか。

#### [増田委員]

- (3) 具体的検討の5. について、安全管理措置等の規律の適用に伴って、学術研究機関には負担が生じるが、今も当然やっているべきことであり、適用除外の見直しには賛成。

### 2-1 個人情報の定義の統一（照合の容易性の扱い）

#### [佐藤委員]

- (3) 整理の考え方の2. イについて、個人情報の本人からすれば、あるデータが個人情報かどうかは本来一定であるべきであって、事業者や行政機関によって照合能力や照合範囲が異なるのは少し分かりにくいように思う。

#### [増田委員]

- (3) 整理の考え方の2. アについて、「IT化の進展」で照合の容易性が向上しているのはそのとおりで、このことを官民ともに十分に理解してもらうことが必要。

### 2-3 行政機関等における匿名加工情報の取扱い

#### [央戸委員]

- (2) 改正の方向性の6. について、一部の規律移行法人から、提案募集手続に係る規定を適用しないように求める意見が出ていることについては、第三者への意見聴取手続が面倒であるとか、データ自体を加工可能な形式で保

有していないといった理由によると思われ、民間並びの規律に揃えれば解決する問題でもないように思う。

## 2-4 義務規定及びその例外規定の内容の相違

### [石井委員]

- (2) 具体的検討の表ア③注 58、エ②注 59、同⑦に関して、他の法令で規定されていたり、解釈上当然認められていたりする場合であっても、それぞれの趣旨・内容を個人情報保護法制に確認的に規定するのが望ましいのではないか。

### [央戸委員]

- (2) 具体的検討の注 58 について、確かに行政機関やその職員については既に憲法や国家公務員法の規律があるが、個情法に改めて不適正取得禁止に係る規定を確認的に置いても、これまでの考え方と矛盾しないように思う。むしろ、民間事業者への規律を置くのに、行政機関への規律を置かないことで反対解釈される可能性もあるし、EU 等諸外国に対しても説明しづらいのではないかと。

### [増田委員]

- (2) 具体的検討の表ア③について、国家公務員法など他の法令で規定されている内容であっても、個情法に改めて不適正取得禁止に係る規定を置いたほうが外から見て分かりやすいのではないかと。

## 3-1 行政機関等に対する監視監督の在り方

### [高橋座長]

- (2) 改正の方向性について、個情委が公的部門を監督するに当たって、それにふさわしい構成及び事務処理体制を整える必要である点を追記してはどうか。

## 4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係(今後の検討の進め方)

### [生貝委員]

- 個別の地方公共団体から見えている世界と、国や民間事業者から面的に見えている世界は大きく違うと思うので、これまでの地方公共団体の優れた取組には敬意を表しつつ、上乘せ・横出しを認めるべき点も含め、国全体で整合的な個人情報保護制度を検討していく必要がある。経済団体等から、具体的な課題を聞き取ることも考えられるのではないかと。

- 国の行政機関等、民間事業者と同様に、少なくとも、医療・学術分野については横串を通して、地方公共団体についても同じ規制が適用されるようにしてほしい。

#### [中央委員]

- 地方公共団体がこれまで国・民間部門よりも先んじて個人情報保護に取り組んできたのはよく理解した上で、今後、地方行政のデジタル化を進めるに当たり、国として、住民自治・団体自治に資する基盤として、国全体で統合的な個人情報保護制度を整える方が良い、と説明できるのではないか。

#### [長田委員]

- 今後、本検討会で地方公共団体の個人情報保護制度について検討するに当たっては、自治体との関係で具体的に支障を感じている人に話を聞く必要があるのではないか。

#### [根本委員]

- 個人情報の一体的な保護・利活用を促進する観点から、地方公共団体を含めわが国全体として整合のとれた個人情報保護制度を確立し、いわゆる「2000個問題」を解消することが、喫緊の課題である。

#### [増田委員]

- 条例のレベルにもいろいろあると思うが、全体のレベルの底上げに向けて、職員の認識向上も含めて検討してほしい。

#### [森委員]

- GDPR 十分性認定との関係で、現在は条例に規律されている都道府県警察による民間事業者からの情報収集などのいわゆる「ガバメント・アクセス」が論点になり得る。

### 4-2 個人情報保護法令と2年改正の公的部門への反映の在り方

#### [石井委員]

- 3. 注 69 について、不適正利用の禁止についても、憲法及び国家公務員法によって同様の趣旨が規定されていたとしても、個人情報保護法制に改めて規定すべきではないか。
- 仮名加工情報に係る規律は公的部門には反映不要であるように思う。

**[佐藤委員]**

- 公的部門における制度設計に手戻りがないように、個人情報保護委員会（個情委）は民間部門への規律について、政令・委員会規則・ガイドライン等の整備方針を早めに示してほしい。

**[増田委員]**

- 民間部門への規律について、ガイドラインレベルでの具体的なイメージがないと、公的部門への反映については議論しづらいと思う。